

令和2年6月19日

夏季休業期間中（8/6～9/30）に行われる講義、学外実習等について

夏季休業期間中（8/6～9/30）に行われる講義、学外実習等については、5月29日に定めた基本方針（以下、主項目抜粋）に準じて実施するものとします。

- 1 講義科目は、原則として遠隔講義とする。
- 2 実験・実習科目等については、感染防止対策を講じた上で、必要度の高いものから対面型授業を行う。
- 3 県外への移動を伴う実習等については、最新の国及び県の方針を踏まえて実施を判断する。

※詳細は、「令和2年度第2クォーターの授業実施に係る基本方針について」（HP掲載）をご確認ください。